

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
とやま緑豊かな国際都市づくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
富山県、富山市、中新川郡立山町
- 3 地域再生計画の区域
富山市並びに富山県中新川郡立山町及び上市町の全域
- 4 地域再生計画の目標

本計画区域は、平成17年4月1日に合併した富山市（1市4町2村が新設合併し「富山市」が設置された）とその近隣の立山町、上市町により構成され、富山県の中央部に位置している。立山町と上市町は富山市と近接しているばかりでなく富山市の上流に位置することから、川上・川下の関係として密接に結びついている。

本県の県庁所在地である富山市の市街地を中心とする富山平野には、県内人口の約3割が集中しており、本計画区域全体では県内人口の4割以上が居住している本県最大の都市群である。

近年は、富山空港を利用して韓国・中国・ロシア等からの観光客が急増している上、平成16年11月1日には、日本海側としては初の国連機関である「北西太平洋行動計画（NOWPAP^注）」の本部事務局（RCU）が富山市に開設されるなど国際都市として重要な役割を担っている。

地形・地理的には神通川、常願寺川の大河川が富山湾に注いでおり、大河川によってもたらされた砂礫によって形成された広い扇状地と、その周辺の丘陵地、河岸段丘、岐阜県飛騨地方と接する山々と、長野県と接する北アルプスの高山帯によって構成されている。しかも、富山平野の北側は富山湾に面し、他の3方は山々に囲まれ、そのうちの南東側には薬師岳、立山、剣岳等日本を代表する3,000m級の山々が連なるといって、大都市と大自然が共存する特異な地域といえる。

立山連峰は駿河の富士山、加賀の白山と並んで日本3霊山の一つに数えられ、立山信仰の拠点として崇められており、現在は立山黒部アルペンルートとして国内ばかりでなく国外からも多くの観光客を集める国際観光地となっている。

さらに本地域の南側の富山市八尾町は、「越中おわら風の盆」で知られ、胡弓や三味線の音色に合わせて傘を被った男女が踊り、古い町並みを流す風情を見物に毎年全国から数多くの観光客が訪れている。

本地域は、政治・経済、商業・工業の中心であるため人口が密集し、立山等観光地への起点である平野部においての慢性的な渋滞が課題となっている。

一方で、周辺の中山間地域の集落では都市部への人口の流出が著しく、過疎化・高齢化が進むなど都市部とその周辺部の格差が広がっている。県内最大の森林面積を有する本地域においては、道路網の不備と山村の過疎化・高齢化による手入れ不足の森林の増加が深刻であり、森林の荒廃が大都市富山市に及ぼす災害の影響は図り知れない。

こうした過疎化・高齢化の進む農山村地域においては、これまでもグリーンツーリズムなど都市と農山村の交流による地域の活性化を図る施策が推進されており、当地域においては立山町で「外国人サミット」を開催し外国人を対象としたグリーンツーリズムが行われているほか、富山市八尾町では「越中八尾スロータウン特区」として構造改革特区認定を受け、地域を挙げてのグリーンツーリズムに取り組んでいる。

また、富山市においては、平成17年4月1日に合併したおり、森林行政を専門的に行う部署「森林政策課」が設置され、新市長の所信表明においても、森林整備への積極的な取り組みが示されている。

以上のことから、本地域においては生活拠点と中心市街地の渋滞の緩和を図るため、地域再生計画により早急に路網の整備を図る必要がある。

山村地域においては、路網の整備により過疎化・高齢化が進む集落の生活環境の改善と、森林へのアプローチの手段の確保が見込まれ、都市と山村との交流を支援するグリーンツーリズムとの相乗効果による交流人口の増加も期待される。

また、林道が整備されることによって、放置された森林への整備意欲が高まり、間伐の推進や木材の搬出が促進される。立山町には、間伐材の加工施設もあり、林道の整備と連携することによって間伐材の搬出・加工・利用が一体的に推進され、雇用の確保とさらなる産業の活性化を目指すことが可能となる。

本計画により、道路と林道を効率的に整備することによって、富山市、立山町、上市町を区域とする「とやま」が緑豊かで暮らしやすく、地域内外からも多くのヒト・モノの交流のある、国際都市にふさわしい地域づくりを行うこととする。

(目標1) 道路整備による渋滞の緩和

(市道「町村線」等の周辺幹線道路の整備による混雑度の軽減、現況値より5%の軽減)

(目標2) 林業の振興と地域環境の改善

(林道「石節線」等の林道整備による間伐実施面積の10%の増加)

(目標3) 通年通行を可能としアクセス時間を短縮

(林道「今山田中村線」の整備によるアクセス時間の短縮15分)

(注) NOWPAP; UNEP傘下の世界で13ある閉鎖海域における、環境保全のための国際行動計画の1つ

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

富山県中央部における主要な市道3路線と中山間地域における林道8路線を整備し既設道路と連携した路網の構築を目指すことにより、ヒト・モノの流れの効率化を図る。

市街地においては市道「町村線」、市道「高木高木出村線」、市道「中老田針原線」が整備されることにより、生活拠点と中心市街地とのアクセス向上が図られるとともに、交通の分散化により渋滞緩和が期待される。

山村部においては林道「伊折千石線」が整備されることにより、伊折集落の災害時のバイパスとして活用されるほか、間伐等の森林整備の推進、剣青少年センターと剣親自然公園間のアクセスの向上が図られる。

林道「大辻山線」については、国際観光地である立山の麓に位置し、国立立山青少年の家が沿線にあり、自然学習等に利用されることが多いことから本路線が整備されることにより通行者の安全の確保が図られる。

また、林道「今山田中村線」が整備されることにより、冬期間を含む通年通行が可能となるほか、通勤時間の大幅な短縮が図られる。

林道「石節線」、林道「赤目谷線」、林道「栃津線」、林道「白岩線」、林道「祖父岳線」が整備されることにより、森林へのアプローチの手段が確保されることから間伐の推進が図られる。

各路線の認定年月日については、市道「町村線」が平成14年12月20日、市道「高木高木出村線」が昭和55年3月15日、市道「中老田針原線」が平成16年12月17日に認定されている。

林道「伊折千石線」は平成5年12月に、林道「大辻山線」は平成13年12月に、林道「今山田中村線」については平成15年12月に、林道「赤目谷線」は平成3年9月、林道「祖父岳線」は平成元年12月に「神通川地域森林計画」に掲載されている。また、林道「石節線」は昭和60年12月、林道「栃津線」は昭和63年12月、林道「白岩線」平成2年12月に「常願寺川地域森林計画」（「常願寺川地域森林計画」は平成3年からは「神通川地域森林計画」に吸収）に掲載されている。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（富山市） 富山市
- ・林道（富山市、立山町、上市町） 富山県、富山市、立山町

[事業期間]

- ・市道（平成17～21年度） 林道（平成17～21年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道2.6km、林道17.8km
- ・総事業費3,022,240千円
市道 1,322,570千円（うち交付金661,285千円）

林道 1,699,670千円（うち交付金758,935千円）

（５－３）その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「とやま緑豊かな国際都市づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

・「外国人サミット」

立山町での取り組みが他市町村のまねごとでは、より大きな集客は見込めないことから特色あるグリーンツーリズムとして考え出されたのが「外国人サミット」で、近年、日本には国外からの観光客に加え、外国人就労者や留学生など日本に滞在する外国人が増加している。彼らの多くが、慣れない習慣、生活にストレスを抱え、結果的に外国人同士が固まり、日本（人）の文化理解を妨げる要因のひとつとなっている。そのような外国人に、日本の原風景の残る田舎で、人と人とのふれあいを通じて、日本文化の本当の魅力を理解してもらおうというものである。富山県は本州の中央部に位置するため、東京や大阪、名古屋などの大都市に住む外国人が気軽に来ることができるのも大きなメリットといえる。

・構造改革特区「越中八尾スロータウン特区」

富山市八尾町は平成15年11月28日に「越中八尾スロータウン特区」として構造改革特区に認定されており、この地域においてはスローな時間軸を認め、自然や農村景観、伝統文化などの地域資源の保存・再生に重点を置きながら、地域資源を活用した都市との対流・共生によるまちづくりを進めている。今後は、「スロータウン」をめざして、構造改革特別区域計画による規制の特例措置を活用しながら、地域経済の活性化に結びつく産業としてのグリーンツーリズムの推進や伝統文化・伝統工芸の継承・再生に繋がる新しい産業の創出、さらに地域農業の維持及び農地保全に繋がる新規就農促進など多様な担い手確保に取り組んでいくものである。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、富山県公共事業評価委員会において、計画終了後に必要な調査を行い評価・公表する。

また、目標達成状況について評価し改善すべき事項の検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。